



特定期間・特例追納制度の 案内

特定期間について

国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職やご本人の収入が増加したことなどによって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。

この切り替え手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかつた期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができます。年金額には反映されません

特例追納について

届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付（特例納付）することで年金額を増やすことができる場合があります。

（既に年金を受け取っている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。）

【特例追納の対象期間】

承認があつた月前10年以内の期間

特例追納する時点で60歳未満の方

50歳以上60歳未満であつた期間※詳しくは、ねんきん加入者ダイヤルまたはお近くの年金事務所にお問い合わせください。
【ねんきん加入者ダイヤル】
0570-10031004

※050から始まる電話でおかけになる場合は、

▼受付時間

月～金曜日

午前8時30分～午後7時

第2土曜日
午前9時～午後5時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

国民年金には、年をとつたときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

・老後のためだけのものではありません



新成人の皆さんへ 20歳になつたら国民年金

国民年金は、年をとつたときや

いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとつたときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなつたときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

・将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもつて運営するため、

例制度

▼「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

▼「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話34-12121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-72-5002

安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

・老後のためだけのものではありません